

駐車場抽選会の実施日を移動します

真夏の7月に実施するのは、熱中症の観点からも望ましくはないものと考えて決定しました。

10月
理事会
決定

駐車場抽選会を
7月から11月にします

次回実施は2021年11月になります

ご契約
について

この移行決定を受けて、「駐車場契約期間変更のご案内」を契約者各位には10月22日付で配布しております。
なお、詳細は改めて事務所からご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況次第によっては実施等を変更する場合がありますので、予めご了承をお願い申し上げます。

管理組合からのお願い

棟における 保険加入について

現在、屋内排水管改修工事（棟の共用部分）が行われていますが、改修工事対象外である水道管がかなり老朽化していることがわかりました。水道管は各戸が所有する専有部分です。水道管の漏水により下の階に漏水被害が発生した場合には、下の階の修理費用は漏水を起こした住居の個人負担となります。

この対策として、

棟全体でマンション総合保険
「水濡れ損害補償特約付」
に加入されているかをご確認下さい。

まだでしたら、是非ご加入をお願いします。

棟の保険に未加入の棟、もしくは棟の保険に入っているが「個人賠償」特約を付けられていない棟もありますのでご案内しております。

住棟協では各棟長宛で「保険の加入状況調査」を実施中です。



広報

金杉台

管理組合からのお願い

室内の改修工事を行う際のお願いです。

①

リフォーム等の室内改修工事を行う際は、工事業者から「届出書」を出して頂く必要があります

工事をされる居住者様へ

リフォームを業者に依頼される時に、その業者に「専有部分の改修工事に関する届出書」(右の写真)のご提出を必ず管理組合事務所で行って下さるようお願い申し上げます。

令和 年 月 日

専有部分の改修工事に関する届出書

金杉台住宅管理組合
理事長 殿

施工主氏名
- 2 - 号棟 御 号室

施工業者名
所在地
責任者氏名
*責任者の名刺を裏面に貼付して下さい。

電 話 - -
携帯電話 - -

施工期間 令和 年 月 日 ~ 月 日

施工内容

(1) 床 ()
(2) 壁 ()
(3) 天井 ()
(4) キッチン廻り ()
(5) 洗面所 ()
(6) トイレ ()
(7) 浴室 ()
(8) 給水・給湯・排水管関係の変更 ()
(9) その他 ()

遵守事項

- 建築基準法及び関係法令に適合するように施工します。
- 既存建物及び施設の機能低下をきたしません。
- 金杉台住宅管理組合建築協定の定めに基づき作業します。
* 主要構造部の穿孔及び切欠等は、その規模の如何を問わず禁止している。
* 工事作業時間は原則として平日の9時から17時までとし、やむを得ず上記作業時間を超えて行う場合は近隣への了解を得ることとします。日曜・祭日は作業を行いません。
- 工事作業中は、団地管理組合から許可を受けた場所以外に駐車しません。駐車する場合は駐車許可証をフロント面に置き明示します。また、これらのことについて徹底し責任をもって管理します。
- 工事のおしらせを隣隣掲示します。
- 上下階のお宅などの周辺宅には工事実施前にご挨拶をします。

※ 提出書類・図面 建設業者登録証の写し 請負業者賠償責任保険契約書の写し (任意) 工程表 仕上表 平面図

②

室内工事の業者の車について

「ちょっと停めるくらい大丈夫」とは考えないでください。

他住民の車が出せないとの苦情が来ています

●業者が上記の「届出書」を出して頂くと、管理組合事務所に空き駐車場を無料でご用意します。

業者に届出書を出して頂けない場合、工事を依頼した方に管理組合事務所にて駐車場の予約(1日300円)をして頂きますようお願い申し上げます。

③

居住者様へ
リフォームされる場合は、業者に住居内の水道管の老朽化の確認をご依頼下さい。老朽化している場合は水道管の更新をお願いいたします。

いつも管理組合業務にご協力を頂き有難うございます